

保育所等訪問支援の手引き

「小・中・義務教育学校における訪問支援について」

令和7年 鳥取市地域自立支援協議会

学校の先生方へ 保育所等訪問支援について（解説）

はじめに

「保育所等訪問支援」という事業は、平成 24 年 4 月から始まった国の障害福祉サービスです。

鳥取市においても市内の小中学校、保育所を中心に訪問支援事業所が専門的な支援を実践しています。これまで訪問支援は、各学校の寛大なご協力のもとに進められており、これまで関わっていただいた先生方には感謝しております。

学校によっては訪問支援が児童、担当教員にとっても役に立ったという評価もいただいている一方、「なぜ今の時期にこのような支援が必要なのか」、「実際に行われている支援が児童の実態に合っていない」、「目標、目的が定まらないまま支援が行われていて、支援に疑問がある」といった厳しい意見もいただいています。

このような現状を踏まえ、令和 3 年より鳥取市地域自立支援協議会では、「保育所等訪問支援ワーキング」を立ち上げて、特別支援学校の先生方、教育委員会の方々と検討会を重ね、学校、児童にとって望ましい訪問支援の在り方を検討して参りました。

この度、そのまとめとなる手引書を作成しましたので、教育と福祉の連携を進める上でもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

サービスの概要

この事業の特色としては、保護者の依頼に基づいてサービスを利用することができる点にあります。元来、本事業は法的にも（児童福祉法第 6 条 2 の 2）、財源的にも義務的経費（H24.3.14 厚生労働省告示第 122 号等）として国が地域とのインクルージョン（障害を持つ児童が地域へ参加すること）を推進するため始まりました。

保育所、幼稚園、小中学校（中学校）、義務教育学校、特別支援学校等に通う障害のある児童（生徒）が抱える課題を解決し、集団生活ができるように専門的な支援を行う福祉サービスです。

具体的には、訪問支援事業所の訪問支援員（児童指導員、保育士、心理担当職員、作業療法士等の医療専門職）が保育所、学校等を訪問して、日常活動の場で現場の職員とともに児童に指導し（直接支援）、保育士や教員等に情報提供や接し方等の助言などの間接支援を行い、集団生活に参加ができるように支援します。

巡回指導とは異なり、訪問支援員が授業の支障がないように、授業中に対象の児童に直接支援を行い、あわせて担任の先生に専門的な見地から児童への支援方法を提案したり、一緒に協議する点がこの福祉サービスの特色です。

受付について

利用にあたっては、保護者が障がい福祉課の窓口へ赴き、障害福祉サービス利用の手続きを行うことが必要となります。

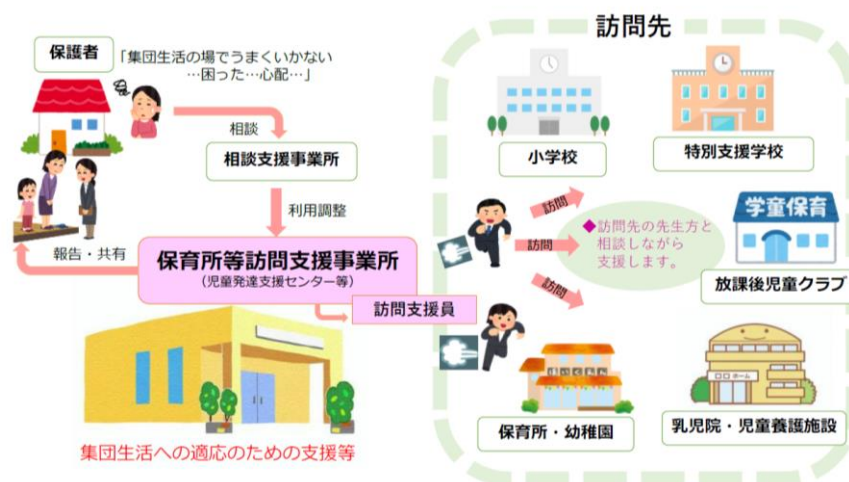
このため、従来から障害福祉サービスを受けている児童の利用が多いですが、学校より「保育所等訪問支援」の利用について保護者へ提案をしていただいても全く支障はありません。(学校で説明が難しい場合は、障がい福祉課か障害児相談支援事業所にご相談下さい。)

保護者に提案後、これまでに障害福祉サービスを利用されていない方は、市の障がい福祉課に保育所等訪問支援の利用について相談の後、利用が可能となります。

巻末に鳥取県東部圏域で保育所等訪問支援を行っている訪問支援事業所と相談支援事業所*1の一覧を掲載していますのでご参照ください。

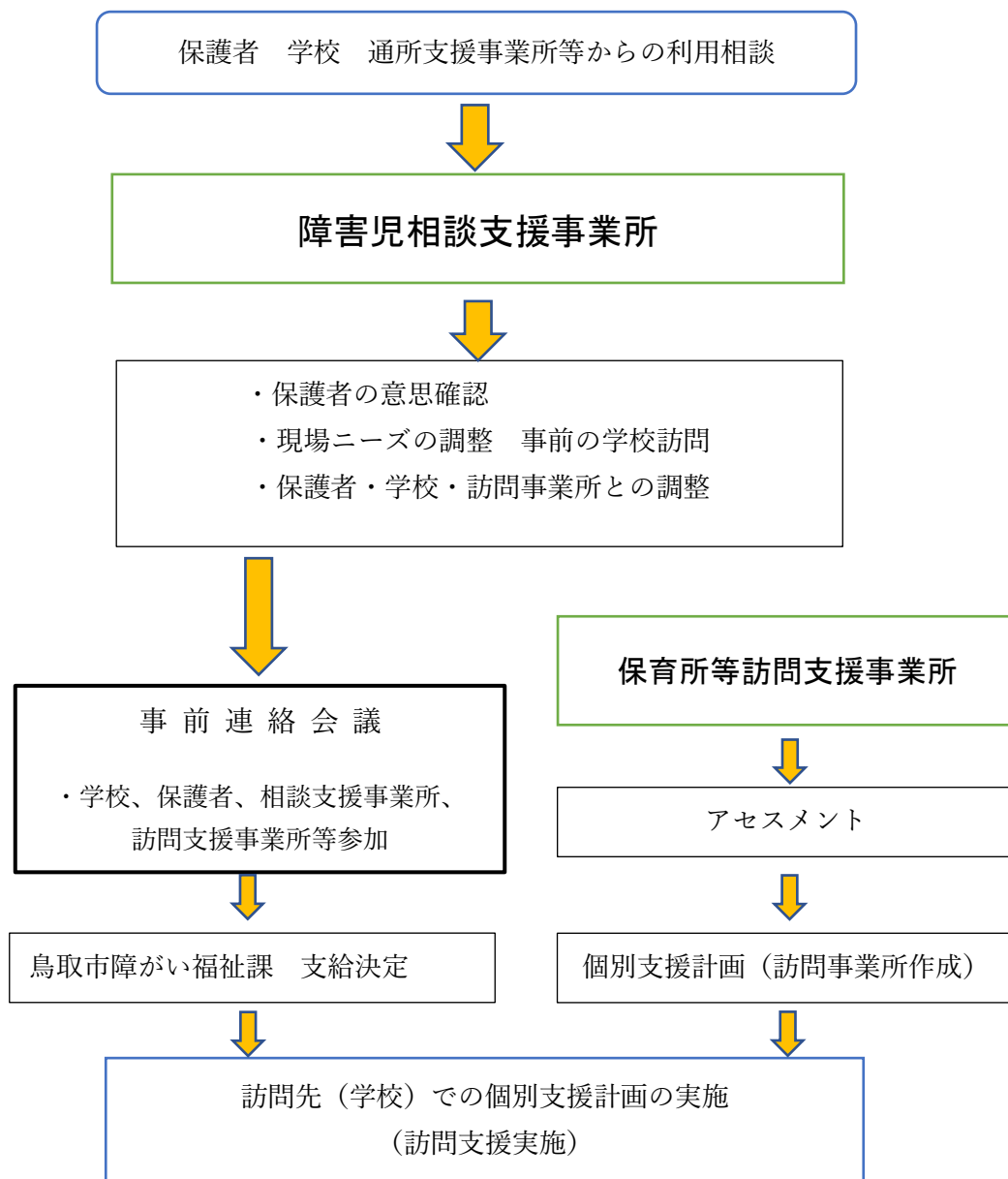
*1 障害福祉サービスを利用する場合、障がい福祉課に「障害児支援利用計画」を提出する必要がある、利用希望者はケアマネジメントを行う相談支援専門員と契約を結んで「障害児支援利用計画」を作成することが必要とされています。

保育所等訪問支援のイメージ図



「令和4年3月1日 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 鳥取県における学校と障害児通所支援事業所等の連携について」より抜粋

保育所等訪問支援 受付の流れ



受付について

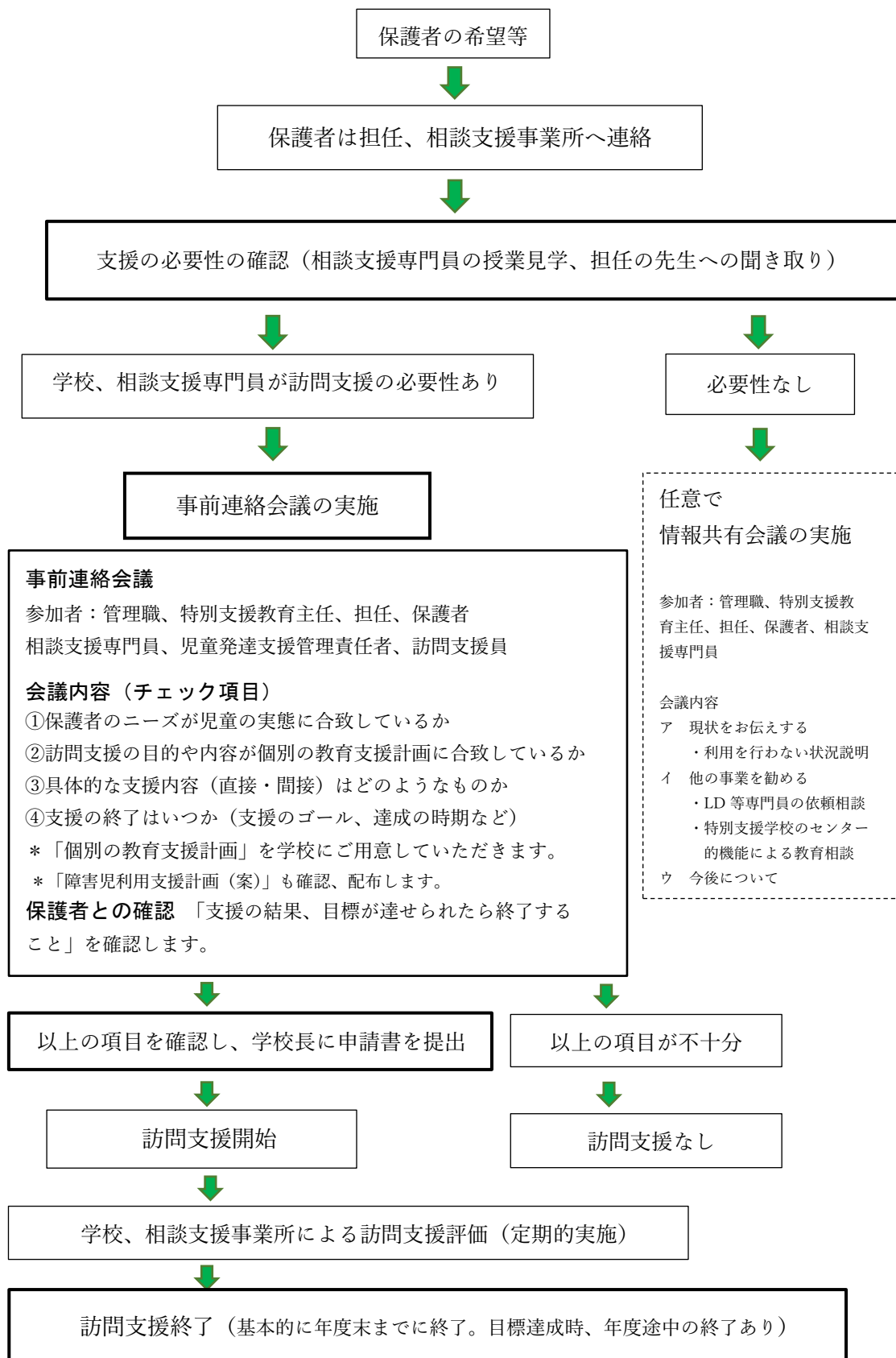
ア 保護者から イ 学校から ウ 相談支援事業所から エ 通所支援事業所（放課後等デイサービス事業所など）からの勧め等によって、保護者の依頼を基に支援を行うことができます。

学校等の訪問先からの依頼の場合、保護者の意思確認が必要となります。

直接、相談支援事業所にご連絡をいただくか、市の障がい福祉課に相談します。

なお、本事業を利用される方は障害福祉サービスのため、費用として利用者には1割の負担が発生します。（参考：1回あたり1,800～2,000円程度。事業所によって異なる。他の障害福祉サービス利用者は負担額に上限あり。）

保育所等訪問支援 支援の流れ



保育所等訪問支援実施までの手順

原則、保護者の希望→学校での児童の実態把握→事前連絡会議→学校への申請の手順で行います。

1. 保護者の希望（ニーズ）

本事業は保護者のニーズから支援を始める事業であるため、保護者の希望から事業の検討に入ります。

ただ、保護者の訴える目的が曖昧であったり、漠然とした不安感からくる依頼も多いため、相談支援専門員の事前見学と担任の先生と必要な支援か否かを事前に相談します。

相談支援専門員は児童の抱える課題に対する支援として妥当かどうか、また現場の先生にニーズが存在するか、それぞれのニーズのすり合わせと訪問支援の内容を明確にします。

2. 学校での児童の課題の確認

相談支援専門員は保護者からのニーズを整理し、訪問する学校の教頭先生（鳥取市では学校の連絡先は教頭先生に統一。）に連絡の上、授業中の児童の様子を見学します。

相談支援専門員は見学後、または放課後担任の先生と児童の課題に対して聞き取り、打ち合わせをします。

3. 学校での児童の見学後について

児童の学校の様子を見学した後は、

ア 支援の必要があると判断した場合 →事前連絡会議の調整へ

イ 支援が必要と思われない場合 →情報共有会議の実施へ（任意）

の流れとなります。

支援の必要性がないと判断（担任の先生と協議）した場合、相談支援専門員は任意で担任、保護者と学校の様子をお伝えする「情報共有会議」を実施して、保護者に説明するのも選択肢の一つです。学校での様子を説明し、保護者の思いに誠実に対応するためです。会議はあくまでも任意です。

その場合、児童の抱える課題によっては保育所等訪問支援を利用するのではなく、「LD等専門員の依頼相談」や教育委員会（こども発達支援センター）の教育相談などを勧めることが有効な場合もあるので、保護者の気持ちも考えて代替案を提示することで課題解決へつなげます。

4. 事前連絡会議について

当該児童に対して訪問支援が必要と思われる場合、事前連絡会議を行います。

一般的に事前連絡会議には、保護者、管理職、担任、特別支援教育主任、相談支援専門員、児童発達支援管理責任者、訪問支援員の参加となります。

学校側の参加者は管理職の先生、担任の先生は必須ですが、他の先生のご出席は学校側の

ご判断に委ねます。

事前連絡会議では、

4-1. (会の目的について)

保育所等訪問支援について、また保護者のニーズについて相談支援専門員が説明。

4-2. (児童の学校での現状・課題について)

- ① 担任の先生より
- ② 相談支援専門員より

それぞれが、児童の学校での現状を説明します。

4-3. (検討事項)

今後行う支援についてニーズを絞り込むと同時に、支援にあたって確認しなければならない事項を絞り込みとそれぞれのニーズのすり合わせを行います。

- ①保護者（及び児童）のニーズが児童の実態に合致しているか
- ②訪問支援の目的や内容が個別の教育支援計画に合致しているか
- ③担任の先生にとって訪問支援の必要性があるか
- ④具体的な支援内容はどのようなものか

- ア. 訪問の頻度はどれくらいか
- イ. 直接支援の内容はどのようなものか
- ウ. 間接支援の内容はどのようなものか

⑤支援の終了はいつか

- ア. 支援のゴールの設定
- イ. 終了の時期の設定
- ウ. 開始月、モニタリング月、評価について 確認します。

また、会議では目標が達成されたら、訪問支援の終了することを確認します。

5. 申請

事前連絡会議で訪問支援の決定後、相談支援専門員が学校長宛の申請書に必要事項を記入して、保護者から学校へ提出します。(定型書式あり)

申請書は家庭、学校、福祉サイドの全員が訪問支援の必要性を明確にして、関係者が納得したうえで支援を始めるためのものとして位置付けています。

保育所等訪問支援の実施について

・保育所等訪問支援の方法

こども家庭庁「保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月）（詳細版③）」より抜粋

- 1 こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等によるアセスメントにより把握したニーズに基づき、訪問先施設の都合に合わせながら訪問日の日程調整を行った上で学校等を訪問する。
- 2 こどもの様子を丁寧に観察し、こども本人に対する支援（集団生活への適応や日常生活動作の支援など）や訪問先施設の職員に対する支援（こどもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など）、支援後のカンファレンス等におけるフィードバック（支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など）を提供することを通じて、こどもの集団生活への適応を支援するとともに、こどもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言を行う。
- 3 訪問支援の実施後は、家族への報告を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していく。

*なお、訪問支援事業所は、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」の内容を理解するとともに、これに加え、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領」、「特別支援学校幼稚部教育要領」、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、「特別支援学校高等部学習指導要領」、「放課後児童クラブ運営指針」、「児童館ガイドライン」の内容についても理解し、留意しながら、支援に当たる必要がある。とされています。

訪問時間について

- 1 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、こども本人に対する支援や訪問先施設の職員に対する支援、支援後のカンファレンス等におけるフィードバックを行うものであり、支援の提供時間については、保育所等訪問支援計画に定めた上で、30分以上とすることが求められている。
- 2 ただし、保育所等訪問支援が、こども本人の行動観察や、集団生活への適応や日常生活動作の支援、訪問先施設のこどもへの支援力向上のための支援を丁寧に行うものであることを踏まえると、こども本人や訪問先施設の職員に対する支援は1時間程度、訪問支援後のカンファレンス等を通じた訪問先施設への報告は30分程度は行うことが基本になると考えられる。

このように、令和6年度より訪問支援の内容がより具体的になりました。

各学校により事情があるので、上記は原則的、一般的な事業内容として認識いただきたい

と思います。

また、令和6年度より「定期的な訪問先施設評価」も始まっており、訪問支援事業所へのご協力もお願いします。

こども家庭庁のガイドラインをもとに、以下のような評価表を訪問支援事業所から学校に配布されるので、忌憚のないご意見、評価をお願いします。

○訪問先施設からの事業所評価表

(訪問先施設の皆さまへ)

○ 本評価表は、保育所等訪問支援事業所を受け入れている訪問先施設の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のいずれかに○を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	ご意見
1	訪問支援員からの助言や説明は、具体的でわかりやすく、取り入れやすいものですか。				
2	訪問支援員の支援に対する知識・技術等に満足していますか。				
3	訪問支援員は質問に対して、適時・適切に回答してくれていますか。				
4	保育所等訪問支援を利用したことで、課題や困りごとが解消または軽減されましたか。				
5	事業所からの支援に満足していますか。				
その他、お気付きの点をご記入ください。					

訪問支援にあたっての事前連絡会議 会議録様式

(児童氏名) さん事前連絡会議

とき 令和7年〇月〇日 〇〇時

ところ 〇〇小学校

(参加者名は任意)

1. 会議の目的、保育所等訪問支援について

2. 学校での〇〇さんの課題について

3. 検討

①保護者（及び〇〇さん）のニーズと〇〇さんの実態について

②訪問支援の目的、内容と「個別の教育支援計画」との整合性について

③具体的な支援内容はどのようなものか

ア 直接支援（こども本人に対する支援）の内容について

イ 間接支援（訪問先施設の職員に対する支援）の内容について

ウ 訪問の頻度について

④訪問支援の終了（評価）について

ア．支援のゴール

イ．終了の時期

ウ．開始月、モニタリング月、評価について（振り返りの会の実施等）

4．その他

訪問支援 学校への申請書

令和 年 月 日

〇〇小学校長 〇〇 〇〇様

年 組 児童氏名

保護者氏名

保育所等訪問支援の申請

事前連絡会議で決定した通り、以下の内容で訪問支援を申請します。

1. 訪問支援の目的

2. 支援の内容

直接支援（こども本人に対する支援）の内容

間接支援（訪問先施設の職員に対する支援）の内容

3. 個別の教育支援計画の支援目標との整合性

・個別の教育支援計画の内容を 満たしている ・ 満たしていない

・内容（

）

4. 訪問支援事業所名（訪問支援員名）

5. 訪問支援の頻度

6. 訪問支援の訪問期間・終了時期

7. 担当相談支援事業所 担当者名

(訪問支援 学校への申請書 例 1)

令和7年〇月〇日

〇〇小学校長 〇〇 〇〇様

1年たんぼぼ組 児童氏名〇〇 〇〇

保護者氏名〇〇 〇〇

保育所等訪問支援の申請

事前連絡会議で決定した通り、以下の内容で訪問支援を申請します。

1. 訪問支援の目的

読み書きに障害があるため（ディスレクシアのため）、言語聴覚士による効果的な文字の認識や読み取りができるようになるため（の指導を行います）。

2. 支援の内容

直接支援（こども本人に対する支援）の内容

- ・実際に国語の時間に教科書と絵を用いて、効果的な文字の覚え方を指導します。

間接支援（訪問先施設の職員に対する支援）の内容

- ・効果的に文字を覚えられるようにするために担任の先生に学習の進め方の助言を行います。

3. 個別の教育支援計画の支援目標との整合性

- ・個別の教育支援計画の内容を 満たしている
- ・内容（ 項目「文字の読み書きが少しづつできるようになる」を満たしています。 ）

4. 訪問支援事業所名（訪問支援員名）

〇〇事業所 〇〇 〇〇支援員

5. 訪問支援の頻度

- ・毎月1回程度（第1水曜日2時間目 国語の時間）。

6. 訪問支援の訪問期間・終了時期

- ・令和7年6月～令和8年2月。
- ・または、自分で学習ができるようになれば終了します。

7. 担当相談支援事業所 担当者名

相談支援センター〇〇 〇〇 相談員

申請書は相談支援専門員が決定事項を記入、作成し、保護者の方から担任の先生に提出していただきます。

(訪問支援 学校への申請書 例2)

令和7年〇月〇日

〇〇小学校長 〇〇 〇〇様

3年にじ組 児童氏名〇〇 〇〇
保護者氏名〇〇 〇〇

保育所等訪問支援の申請

事前連絡会議で決定した通り、以下の内容で訪問支援を申請します。

1. 訪問支援の目的

離席、離室に至る前に本児の気持ちに寄り添い、応じてもらえる経験を積む。
サポートを受けることで授業中の課題などに取り組み、規則を逸脱する機会が減る。
上記2つを通して、課題等を達成して、学校生活の中で自分に自信を持てるようにする。

2. 支援の内容

直接支援（こども本人に対する支援）の内容

・実際に机の隣に付き添って、課題に集中する時間を長くするよう支援します。

間接支援（訪問先施設の職員に対する支援）の内容

・訪問支援員と担任の先生と話し合うことで、本児の状態像の経過を共有し、支援の方向性を随時確認します。また、本児への言葉かけなどについての助言もします。

3. 個別の教育支援計画の支援目標との整合性

- ・個別の教育支援計画の内容を 満たしている
- ・内容（ 項目「席について落ち着いて学習ができるようになる」を満たしています。 ）

4. 訪問支援事業所名（訪問支援員名）

〇〇事業所 〇〇 〇〇支援員

5. 訪問支援の頻度

・2か月に1回程度（火曜日の午前中 特別活動の時間）。

6. 訪問支援の訪問期間・終了時期

・令和7年5月～令和8年2月。

7. 担当相談支援事業所 担当者名

〇〇相談支援センター 〇〇 相談員

申請書は相談支援専門員が決定事項を記入、作成し、保護者の方から担任の先生に提出していただきます。

具体的な課題（支援事例）について

- ・はじめてのことを嫌がる、友だちと一緒に遊べない、
- ・順番を待つことが苦手、先生や友だちの話をうまく聞くことができない、
- ・急な変更があると混乱してしまう、クラスの活動に参加することがむずかしい、
- ・集団での活動についていけない、行事への参加がむずかしい

といった課題はよくありますが、これをもとに実際に行った支援では、

（言語・学習）（知的）

- ・ことばに遅れがあるので、効果的な学習の仕方を支援してほしい。
- ・ことばに遅れのある児童なので、専門的見地から言語を効果的に身につける方法を教えてほしい。
- ・発音に不明瞭なところがあるので、発音指導の助言をしてほしい。

（身体）

- ・手先が不器用なので、給食の時の箸やスプーンの使い方の指導方法を教えてほしい。
- ・姿勢が良くないので、姿勢保持の方法について教えてほしい。
- ・自閉スペクトラム症で体を動かすことが苦手なので、効果的な運動を教えてほしい。

（発達）

- ・なかなか指示が入らないので、指示がすぐ入るような声掛けの仕方などを教えてほしい。
- ・気持ちの切り替えが難しいので、どのように指導すればうまくいくか。
- ・突然パニックになり、暴力的になるのでどのように対処すればよいか。
- ・安心して学習に取り組み、学校生活に適應できるように支援してほしい。
- ・障害特性に応じた教育支援に取り組めるように指導助言を得たい。

といったニーズに対して支援を行っています。

保護者が、漠然とした不安感から訪問を依頼したり、心配なので学校の様子を見てほしいといったものは、これまでも多々ありましたが、訪問支援のテーマにはなりません。

課題解決の一助となるような支援を行うことが本来の本事業の在り方です。

支援に対する苦情について

実際に訪問支援が始まってから課題が生じることも多々ありますが、支援内容に関する疑問がある場合は、「令和6年7月版こども家庭庁保育所等訪問支援ガイドライン」には以下の見解を示しています。

「(4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し (p.20)」より、

- 相談支援専門員は、一定期間毎に、こどもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度や支援の継続の要否についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。

と定めているので、課題や疑問がある場合は、事前連絡会議を主催した相談支援事業所と相談し、担当者会議等を行って問題の解決に努めてください。

また、先述のガイドライン「7. 訪問先施設との関わり ④苦情解決対応 (p.41)」では、

(訪問支援事業所の)

- 設置者・管理者は、保育所等訪問支援に対する訪問先施設からの苦情受付窓口について定め、訪問先施設に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。

としているので、訪問支援事業所に遠慮なく苦情をお伝えください。

「保育所等訪問支援」について（資料）

（１）事業の概要

障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進するため、最大限こどもの人格を尊重した上で、保護者からの依頼に基づき、保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が、一般的な子育て支援施設や教育の現場に訪問し、対象児が他の子どもたちや職員と安心して過ごせるよう、環境調整や望ましい関わり方等、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

（２）対象児

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通い、集団での生活や適応に専門的な支援が必要と認められた子ども

※集団生活への適応状況から、支援の必要性を判断する。

※障がい児の認定に当たっては、医学的診断や障害者手帳の有無は問わない。手続きには医師の意見書要。

（３）訪問先の範囲

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校
- ・乳児院、児童養護施設、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めたもの

（４）提供するサービス内容

訪問支援員が、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

- ①直接支援：教育の妨げにならないよう十分に配慮をしながら、行動観察や集団活動に加わって支援を行います。（訪問先施設の職員に対する支援）
- ②間接支援：直接支援によって得られた提案や成果、対応方法、環境設定等について担任等に伝えます。（訪問先施設の職員に対する支援）
 - ・ 1か月に1回程度を目安とします。状況、時期によって訪問頻度は変化します。
 - ・ 訪問支援員は、支援内容を保護者に報告し、保護者支援の一翼とします。

（５）職員

管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員

※訪問支援員は、障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者。

「令和4年3月1日 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 鳥取県における学校と障害児通所支援事業所等の連携について」より抜粋

鳥取県東部圏域で保育所等訪問支援を行っている事業所

事業所名	所在地 _(連絡先)	訪問支援員の資格等	対象児	対象訪問先
こどものつむぎ 1号	鳥取市行徳 0857-30-6976	作業療法士、保育士、 児童指導員、理学療 法士	身体、知的、 発達関連	幼稚園、保育所、認 定こども園、小・中・ 義務教育学校、高校、 特別支援学校
たんぽぽ	八頭郡八頭町 0858-71-0521	言語聴覚士	言語・学習関 連	幼稚園、保育所、認 定こども園、小学校、 義務教育学校、特別 支援学校
つぼみ畑	鳥取市覚寺 0857-50-1425	心理士、保育士、児童 指導員	知的、発達関 連 *原則つぼみ畑利 用者のみ対象。	幼稚園、保育所、認 定こども園、小学 校、義務教育学校、 特別支援学校
こどものつむぎ 2号	鳥取市行徳 0857-30-5302	作業療法士、保育士、 児童指導員	身体、知的、 発達関連	幼稚園、保育所、認 定こども園、小・中・ 義務教育学校・高校、 特別支援学校
鳥取療育園	鳥取市江津 0857-29-8889	作業療法士、理学療 法士、言語聴覚士、保 育士、児童指導員等	身体・知的・ 発達・言語・ 学習関連 *鳥取療育園外来 受診者のみ対象。	幼稚園、保育所、認 定こども園、小・中・ 義務教育学校、特別 支援学校
ほどきのとっと	鳥取市国府町 0857-50-0603	心理士、保育士、作業 療法士	知的、発達関 連	幼稚園、保育所、認 定こども園、小・中・ 義務教育学校、高校、 特別支援学校
ことばとこころの 相談室にしまち	鳥取市西町 090-4899-1160	言語聴覚士、保育士	知的、発達、 言語、学習関 連	幼稚園、保育所、認 定こども園、小・中・ 義務教育学校、高校、 特別支援学校

鳥取市指定認可順
令和7年5月現在

鳥取県東部圏域 障害児相談支援事業所一覧

事業所名	所在地	連絡先
障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野 2259-17	0857-59-6036
障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目 104-2 (さざんか会館内)	0857-22-9511
相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町一丁目 131	0857-36-1151
地域生活支援センターみんなの家	鳥取市美萩野一丁目 118-18	0857-30-7677
相談支援センターゆくり	鳥取市相生町二丁目 405	0857-20-0222
鳥取介護サービス 相談支援センター	鳥取市古海 707-1	0857-30-1696
相談支援事業所鳥取医療センター (主な対象者は療養介護利用者)	鳥取市三津 876	0857-59-1111
鳥取市相談支援事業所わかくさ (主な対象者は未就学児)	鳥取市湖山町西一丁目 512 (国際・交流センター2階)	0857-31-6839
フレンドシップ	鳥取市の場四丁目 36	0857-53-0789
松の聖母サポートセンター	鳥取市伏野 1558-3	0857-30-0270
いまる	鳥取市興南町 71-103	0857-21-1390
支援センターしらゆき	鳥取市千代水四丁目 43	0857-30-5700
相談支援事業所 C.C (シーツ)	鳥取市叶一丁目 1-5 ショップタウンユニオン 10号	0857-30-4511
相談支援事業所りえぞん	鳥取市湖山町北四丁目 743	080-9792-7879
相談支援センターにじいろはんず	鳥取市千代水一丁目 39	0857-51-1205
らふたあ	鳥取市福部町細川 1174-8	0857-77-4917
たんぼぼ相談支援事業部	八頭郡八頭町井古 102-2	0858-71-0521
八頭町障がい相談支援センター れしーぶ	八頭郡八頭町船岡 1961	0858-73-0037

障害福祉サービス（障害児通所支援事業）を利用する場合、障害児相談支援事業所は「障害児支援利用計画」を立案、作成して鳥取市役所障がい福祉課に提出し、サービスの利用が可能となります。

障害児相談支援事業所は、担当する児童のケアマネジメントを行うとともに、他の福祉サービス等の相談にも応じています。

保育所等訪問支援に関するお問い合わせは、鳥取市障がい福祉課（TEL0857-30-8218）まで